

デイサービスTo-be 契約書別紙(兼重要事項説明書)

あなた(利用者)に対するサービスの提供開始にあたり、厚生労働省令の規定に基づき、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者(法人)の概要

事業者(法人)の名称	砥部病院ケアサービス株式会社
主たる事務所の所在地	愛媛県伊予郡砥部町麻生40番地1
代表者(職名・氏名)	代表取締役 山本 硬
電話番号	(089)958-8389
FAX	(089)958-2644

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	デイサービスTo-be(トービー)	
サービスの種類	通所介護、介護予防・日常生活支援総合事業	
事業所の所在地	愛媛県伊予郡砥部町麻生38番地1	
電話番号/FAX	(089)969-0075 / (089)969-0076	
指定年月日・事業所番号	平成25年12月16日指定	3873501138
実施単位・利用定員	1単位	定員38人
通常の事業の実施地域	砥部町、松山市(旧北条市、島嶼部は除く)、松前町、東温市、伊予市、久万高原町(旧久万町のみ)	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護又は要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、通所介護・介護予防通所介護を提供する事を目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護、その他必要な援助を行います。又、利用者の自立を支援し、生活の質が向上するよう、入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活上の世話及び機能訓練等を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけをすることにより、利用者の自立の可能性を、最大限引き出す支援を行います。

4. 提供するサービスの内容

通所介護(又は介護予防通所介護)は、事業者が設置する事業所(デイサービスセンター)に通っていただき、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認やその他利用者に必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担軽減を図るサービスです。

5. 営業日時

営業日	月曜日から金曜日まで ただし、国民の祝日(振り替え休日を含む)及び年末年始(12月29日から1月3日)を除きます。
営業時間	午前8時30分から午後5時30分まで
サービス 提供時間	午前9時30分から午後4時00分まで

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数
生活相談員	常勤兼務1人
看護職員	常勤兼務1人
介護職員	常勤専従6人
機能訓練指導員	常勤兼務1人・非常勤専従1人

7. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、※1原則として基本利用料の1割または2割の額です。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

※1 平成30年8月より、一部の方の負担が3割のとなりました。

(1)通所介護の利用料

【基本部分:通所介護費(通常規模型)】※令和6年4月～

所要時間 (1回あたり)	利用者の 要介護度	通所介護費	
		基本利用料 ※(注1)参照	利用者負担金 ※(注2)参照
6時間以上 7時間未満	要介護1	5840円	1割 584円
			2割 1168円
	要介護2	6890円	1割 689円
			2割 1378円
	要介護3	7960円	1割 796円
			2割 1592円
	要介護4	9010円	1割 901円
			2割 1802円
	要介護5	10080円	1割 1008円
			2割 2016円

(注1) 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(注2) 上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額	
		基本利用料	利用者負担金
入浴介助加算(Ⅰ)	介護職員による入浴の実施	400円/回	1割 40円 2割 80円
個別機能訓練加算(Ⅰ) イ	個別・または5人程度の人数で、機能訓練指導員が直接実施(実施したときのみ)	560円/回	1割 56円 2割 112円
個別機能訓練加算(Ⅰ) ロ	個別・または5人程度の人数で、機能訓練指導員が直接実施(実施したときのみ)	760円/回	1割 76円 2割 152円
個別機能訓練加算(Ⅱ)	サービスの質の向上を目的とし、個別機能訓練等の内容を厚生労働省にデータ提出	200円/月	1割 20円

	フィードバックを受けます		2割 40円
サービス提供体制 強化加算(Ⅱ)	介護福祉士の割合を50%以上確保。より 専門的な介護サービスを提供します	180円/回	1割 18円
			2割 36円
科学的介護推進体制加 算	介護サービスの質の評価と科学的介護の 取り組みを推進。国の情報システムにデー タ提出 フィードバックを受けます	400円/月	1割 40円
			2割 80円
介護職員処遇改善加算	厚生労働省の計算式による	利用料×8.3%	

【減算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分から以下の料金が減算されます。

減算の種類	減算の要件	減算額	
		基本利用料	利用者負担金
事業所と同一建物 に居住する利用者 へのサービス提供 減算	当該減算の要件に該当した場合 (一日につき)	940円	1割 94円
			2割 188円
送迎を行なわない 場合	送迎を実施していない場合(利用者が自ら 通う場合、家族が送迎を行なう場合等の事 業所が送迎を実施していない場合)	470円	1割 47円
			2割 94円

(2)その他の費用

食 費	食事の提供を受けた場合、1回につき550円の食費をいただきます。
おむつ代	おむつの提供を受けた場合、1枚につき263円の実費をいただきます。 ※廃棄処分料含む
尿パット	尿パットの提供を受けた場合、1枚につき105円(小)、158円(大)の実費をいただきます。 ※廃棄処分料含む
その他	上記以外の日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるもの(利用者の希望によって提供する日常生活上必要な身の回り品・レクリエーション費)について、費用の実費をいただきます。

(3)キャンセル料

①利用者は、健康上の理由やその他の事由により、サービスの中止を申し入れることができます。

(ア)事業者へは、サービス提供日前日の午後5時00分までに連絡をお願いします。尚、利用日の前日が、日曜日・祝祭日等の場合は、その前日の午後5時00分までに連絡をお願いします。

(イ)体調不良等で、やむを得ない事情の発生した場合、当日の朝、午前8時30分までに連絡をお願いします。

②事業者は、サービス利用中である、利用者の体調不良等の理由により、通所介護等の実施が困難と判断した場合は、サービスを中止する事ができます。なお、この場合はキャンセル料は発生しませんが、食事
代550円は実費負担となります。

(4) 支払い方法

上記(1)から(4)までの利用料(利用者負担分の金額)は、1ヶ月ごとに計算し、翌月15日までに明細を揃えてご請求致します。次のいずれかの方法によりお支払いください。

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	サービスを利用した月の翌月の20日(祝休日の場合は直前の平日)にご指定の口座から引き落としさせていただきます。
銀行振り込み	サービスを利用した月の翌月の20日(祝休日の場合は直前の平日)までに、事業者が指定する下記の口座にお振り込みください。 愛媛銀行本店営業部 普通預金 口座番号 9685244
現金払い	サービスを利用した月の翌月の20日(休業日の場合は直前の営業日)までに、現金でお支払いください。

8. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記的主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称	
	氏名	
	所在地	
	電話番号	
緊急連絡先 (家族等)	氏名(利用者との続柄)	
	電話番号	

9. 非常災害対策

事業者は、非常災害に関する具体的な対応計画を定め、事業所内の見やすい場所に掲示するものとします。

管理者又は防火管理者は、非常災害その他緊急時に備え消防計画を作成し、防火教育を含む総合訓練を年2回以上実施するなど、利用者の安全に対して万全の備えを行うものとします。

10. 身体的拘束等の禁止

(1)事業者は、サービス提供に当たり身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を原則行いません。但し、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合は、この限りではないものとします。

(2)身体的拘束等の行為を行った場合には、事業者は、直ちにその日時、利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由、その他必要な事項について、サービス提供記録等に記録します。

11. 虐待の防止

(1)事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げる必要な措置を講じます。

虐待防止に関する責任者を選定しています。苦情解決体制を整備しています。

従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

(2)事業者は、介護事業所または介護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市区町村に通報します。

12. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

2 前項の事故については、その状況及び事故に対する処置状況を記録します。

3 事業者は、利用者に対する指定通所介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとします。

13. 苦情相談窓口

(1)サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	窓口責任者 岡田 裕道 電話番号 089-969-0075 面接場所 当事業所の相談室 苦情箱 事務所に設置
---------	---

(2)サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

砥部町役場介護福祉課	伊予郡砥部町宮内1392番地 (089)962-7255
------------	---------------------------------

松山市役所介護保険課	松山市二番町四丁目7-2別館2階 (089)948－6919
松前町役場保険課	伊予郡松前町大字筒井631番地 (089)985－4227
伊予市役所長寿介護課	伊予郡米湊820番地 (089)982－1111
東温市役所長寿介護課	東温市見奈良530番地1(市役所1階) (089)964－4408
久万高原町役場保健福祉課	上浮穴郡久万高原町久万212 (0892)21－1111(代表)
愛媛県国民健康保険団体連合会	松山市高岡町101番地1 (089)968－8800(代表)

14. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービスの利用中に気分が悪くなったときは、すぐに職員にお申し出ください。
- (2) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員、又は当事業所の担当者へご連絡ください。

デイサービスTo-be 利用契約書

様(以下「利用者」と略します。)と砥部病院ケアサービス株式会社(以下「事業者」と略します。)は、事業者が開設するデイサービス**To-be**において提供するサービスの利用等について、以下のとおり契約を締結します。

(契約の目的)

第1条 事業者は、介護保険法(平成9年法律第123号)その他関係法令及びこの契約書に従い、利用者が可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、通所介護のサービスを提供します。

(契約期間)

第2条 この契約の期間は、以下のとおりとします。

令和 年 月 日～令和 年 月 日

ただし、契約期間満了日以前に利用者が要介護状態区分の変更の認定を受け、認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要介護認定有効期間満了日までとします。

2 上記契約期間満了日までに利用者から契約更新しない旨の申し出がない場合、本契約は自動的に更新されるものとします。

(通所介護計画の作成及び変更)

第3条 事業者は、利用者の日常生活全般の状況、心身の状況及び希望を踏まえ、利用者の「居宅サービス計画」の内容に沿って、サービスの目標及び目標を達成するための具体的サービス内容等を記載した「通所介護計画」を作成します。通所介護計画の作成に当たっては、事業者はその内容を利用者に説明して同意を得るとともに、当該作成した通所介護計画を利用者に交付します。

2 事業者は、計画実施状況の把握を適切に行い、一定期間ごとに、目標達成の状況等を記載した記録を作成します。

(提供するサービスの内容及びその変更)

第4条 事業者が提供するサービスのうち、利用者が利用するサービスの内容、利用料は、「契約書別紙(兼重要事項説明書)」のとおりです。

2 利用者は、いつでもサービスの内容を変更するよう申し出ることができます。この申し出があった場合、当該変更が居宅サービス計画の範囲内で可能であり、第1条に規定する契約の目的に反するなど変更を拒む正当な理由がない限り、速やかにサービスの内容を変更します。

3 事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、速やかに介護支援専門員に連絡するなど必要な援助を行います。

4 事業者は、提供するサービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、そのサービスの内容及び利用料を具体的に説明し、利用者の同意を得ます。

(利用料等の支払い)

第5条 利用者は、事業者からサービスの提供を受けたときは、「契約書別紙(兼重要事項説明書)」の記載に従い、事業者に対し、利用者負担金を支払います。

2 利用料の請求や支払方法は、「契約書別紙(兼重要事項説明書)」のとおりです。

(利用料の変更)

第6条 事業者は、介護保険法その他関係法令の改正により、利用料の利用者負担金に変更が生じた場合は、利用者に対し速やかに変更の時期及び変更後の金額を説明の上、変更後の利用者負担金を請求することができるものとします。ただし、利用者は、この変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

(利用料の滞納)

第7条 利用者が正当な理由なく事業者を支払うべき利用者負担金を2ヶ月分以上滞納した場合は、事業者は、利用者に対し、1ヶ月以上の猶予期間を設けた上で支払い期限を定め、当該期限までに滞納額の全額の支払いがないときはこの契約を解約する旨の催告をすることができます。

2 事業者は、前項の催告をした場合には、担当の介護支援専門員及び利用者が住所を有する市町村等と連絡を取り、解約後も利用者の健康や生命に支障のないよう、必要な措置を講じます。

- 3 事業者は、前項の措置を講じた上で、利用者が第1項の期間内に滞納額の支払いをしなかったときは、文書をもって本契約を解約することができます。

(利用者の解約権)

第8条 利用者は、7日以上予告期間を設けることにより、事業者に対しいつでもこの契約の解約を申し出ることができます。この場合、予告期間満了日に契約は解約されます。

- 2 利用者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定にかかわらず、予告期間を設けることなく直ちにこの契約を解約できます。

- 一 事業者が、正当な理由なく本契約に定めるサービスを提供せず、利用者の請求にもかかわらず、これを提供しようとししない場合
- 二 事業者が、第12条に定める守秘義務に違反した場合
- 三 事業者が、利用者の身体・財産・名誉等を傷つけ、または著しい不信行為を行うなど、本契約を継続しがたい重大な事由が認められる場合

(事業者の解約権)

第9条 事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、文書により2週間以上の予告期間をもって、この契約を解約することができます。

- 一 利用者が故意に法令違反その他著しく常識を逸脱する行為をなし、事業者の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、本契約の目的を達することが著しく困難となった場合
- 二 利用者が事業者の通常の事業(又は送迎)の実施地域外に転居し、事業者においてサービスの提供の継続が困難であると見込まれる場合
- 2 事業者は、前項によりこの契約を解約する場合には、担当の介護支援専門員及び必要に応じて利用者が住所を有する市町村等に連絡を取り、解約後も利用者の健康や生命に支障のないよう、必要な措置を講じます。

(契約の終了)

第10条 次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約は終了します。

- 一 第2条第2項に基づき、利用者から契約更新しない旨の申し出があり、契約期間が満了した場合
- 二 第8条第1項に基づき、利用者から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了した場合
- 三 第6条もしくは第8条第2項に基づき、利用者から解約の意思表示がなされた場合
- 四 第7条に基づき、事業者から解約の意思表示がなされた場合
- 五 第9条に基づき、事業者から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了した場合
- 六 利用者が介護保険施設へ入所した場合
- 七 利用者が(介護予防)特定施設入居者生活介護又は(介護予防)認知症対応型共同生活介護を受けることとなった場合
- 八 利用者の要介護状態区分が自立となった場合
- 九 利用者が死亡した場合

(損害賠償)

第11条 事業者は、サービスの提供にあたり、利用者又は利用者の家族の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、速やかに利用者又は利用者の家族に対して損害を賠償します。ただし、当該損害について事業者の責任を問えない場合はこの限りではありません。

- 2 前項の義務履行を確保するため、事業者は損害賠償保険に加入します。
- 3 利用者又は利用者の家族に重大な過失がある場合、賠償額を減額することができます。

加入保険

(株)損害保険ジャパン「ウォームハート」(介護福祉事業向け賠償責任保険)

(守秘義務)

第12条 事業者及び事業者の従業者は、サービスの提供にあたって知り得た利用者又は利用者の家族の秘密及び個人情報について、正当な理由がない限り、契約中及び契約終了後においても、第三者には漏らしません。

2 事業者は、事業者の従業者が退職後、在職中に知り得た利用者又は利用者の家族の秘密及び個人情報を漏らすことがないように必要な処置を講じます。

3 事業者は、利用者及び利用者の家族の個人情報について、利用者の居宅サービス計画立案のためのサービス担当者会議並びに介護支援専門員及び居宅サービス事業者との連絡調整において必要な場合に限り、必要最小限の範囲内で使用します。

4 第1項の規定にかかわらず、事業者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に

関する法律(平成17年法律124号)に定める通報ができるものとし、その場合、事業者は秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。

(苦情処理)

第13条 利用者又は利用者の家族は、提供されたサービスに苦情がある場合は、「契約書別紙(兼重要事項説明書)」に記載された事業者の相談窓口及び関係機関に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。

2 事業者は、提供したサービスについて、利用者又は利用者の家族から苦情の申し出があった場合は、迅速かつ適切に対処し、サービスの向上及び改善に努めます。

3 事業者は、利用者が苦情申立を行った場合、これを理由としていかなる不利益な扱いもいたしません。

(サービス内容等の記録の作成及び保存)

第14条 事業者は、サービスの提供に関する記録を整備し、完結の日から5年間保存します。

2 利用者及び利用者の後見人(必要に応じ利用者の家族を含む)は、事業者に対し、いつでも前項の記録の閲覧及び複写を求めることができます。ただし、複写に際しては、事業者は利用者に対して、実費相当額を請求できるものとします。

3 事業者は、契約の終了にあたって必要があると認められる場合は、利用者の同意を得た上で、利用者の指定する他の居宅介護支援事業者等へ、第1項の記録の写しを交付することができるものとします。

(契約外条項)

第15条 本契約に定めのない事項については、介護保険法その他関係法令の定めるところを尊重し、利用者及び事業者の協議により定めます。

(裁判管轄)

第16条 利用者と事業者は、この契約に関してやむを得ず訴訟となった場合は、松山地方裁判所を、第一審管轄裁判所とすることを、予め合意します。

以上のとおり、通所介護サービス(又は介護予防通所介護サービス)に関する契約を締結します。

別記1

個人情報利用に関する同意書

私_____は、私自身及び身元引受人、家族の個人情報を下記の利用目的の必要最低限の範囲内で使用、提供、収集を行うことに同意致します。

1、利用期間 介護サービス提供期間及び契約期間

2、利用目的

(1)通所介護計画書作成にあたり、ケアカンファレンス及び職員会議の実施の為(2)居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、医療機関、介護サービス事業者、

福祉事業者等との連携(サービス担当者会議)、照会への回答の為
(3)利用の有無、利用時の様子に関する家族等への心身状況等の説明
の為

(4)介護事故、緊急時等の報告の為

(5)介護保険事務(請求処理、会計処理等)

(6)損害賠償保険等に係る保険会社等への相談及び届出等

(7)行政等外部監査機関、評価機関等への情報提供

(8)上記各号に関わらず、緊急を要する時の連絡等の場合

個人情報の提供は必要最低限とし、サービス提供に関わる目的以外で使用致しません。また、利用者とのサービス利用に関わる契約の締結からサービス終了後においても第三者に漏らすことはございません。個人情報に関する基本指針に基づき取扱いを行います。

上記契約を証明するため、本書2通を作成し、利用者及び事業者の双方が記名・押印の上、それぞれ1部ずつ保有します。

契約締結日 令和 年 月 日

利用者

私は、契約書・重要事項契約書の内容について事業者から説明を受け確認致しました。
別記1の目的で私及び私の家族の情報をを用いることを同意し、サービスの利用を申し込みます。

住 所

氏 名

署名代行者(代理人)

私は、利用者本人の契約の意思を確認の上、本人に代わり、上記署名を行いました。

住 所

氏 名

本人との続柄

家族代表

私は、別記1の目的で利用者及び利用者の家族の情報をを用いることを同意します。

住 所

氏 名

本人との続柄

事業者

私は、利用者へのサービス提供開始にあたり、契約書及び重要事項説明書の内容について利用者
に説明しました。私は、利用者の申し込みを受諾し、この契約書に定めるサービスを誠実に責任
をもって行います。

所在地 愛媛県伊予郡砥部町麻生40番地1

事業者(法人) 砥部病院ケアサービス株式会社

代表者 代表取締役 山本 硬 印

説明者 職名

氏名

(説明者所属: デイサービスTo-be)